

都城市自治公民館加入促進検討会設置要綱

（設置）

第1条 地域コミュニティの中核を担っている自治公民館では、高齢化や価値観の多様化等により加入者が減少し、安全・安心なまちづくりのための活動の維持が困難になってきている。誰もが参加しやすい自治公民館の体制・運営方法及び加入促進策について検討を行い、持続可能な自治公民館を目指すため、自治公民館加入促進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- （1）自治公民館の体制や運営方法の見直しに関すること。
- （2）自治公民館の加入に向けた取組みに関すること。
- （3）自治公民館と行政との関係性に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか検討会が必要と認めること。

（委員）

第3条 検討会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）地域活動の実践者
- （2）市民公益活動団体等に所属する者
- （3）青年団体に所属する者
- （4）学識経験者
- （5）公募により応募した者のうちから選出された者
- （6）その他検討会の運営上、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討会の運営）

第5条 検討会に座長、副座長を各1名置く。

- 2 座長は、委員の互選とし、副座長は座長が指名するものとする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討会は座長が招集し、座長が検討会の進行を行う。
- 5 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、検討が全て終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。